

生徒・保護者の皆様へ

大阪YMCA国際専門学校
国際高等課程 国際学科
(大阪YMCAインターナショナルハイスクール)

「授業料無償化」に関してのお知らせ

国の「高等学校等就学支援金」(全生徒対象)と、大阪府の「高等学校等授業料支援補助金」(保護者が大阪府民で、所得が基準以下)の支給により、本校生も私立高校と同じく学校納付金のうち授業料相当部分が軽減される予定です(国・大阪府の2010年度予算確定後正式決定)。

また、年収350万円未満程度の世帯については、両制度の活用と、学校の一部負担により、授業料相当部分が無償化されます。授業料相当部分とは、本校の場合は、学校納付金109万円から研修費、施設・設備関連費等を除いた**67万円**となります。(残額は無償化対象外ですので納付いただく必要があります。)

高等学校等就学支援金 (国支援金 全生徒対象)

- 国の制度として、所得に応じて118,800円～237,600円(年額)が支給される制度です。
- 低所得世帯の場合、加算を受けることができますので、下表の所得基準に該当する場合は、保護者の平成20年度の「所得割額」がわかる市町村府民税課税証明を**4月1日**までに学校までご提出下さい。
- 毎月1日に在籍した場合に月額で支給されるので、締切りを過ぎると、未提出の期間は対象外となり、支給額が減ってしまいます。

高等学校等授業料支援補助金 (府補助金 保護者が大阪府民の生徒)

- これまでの「授業料軽減補助金」の替わりとなるもので、所得基準を満たす場合に、助成される制度です。
【資格】・ 保護者(学資負担者)が大阪府民であること。
・ 10月1日時点で、本校に在籍していること。
・ 下表の所得基準を満たすこと。
- 父母、または学資負担者の年収合計が下表の所得基準に該当する場合は、府補助金を受けることができますので、保護者の平成20年度の「所得割額」がわかる市町村府民税課税証明を**4月1日**までに学校までご提出下さい。

【両制度の所得基準と助成額】

□の区分世帯は、無償化対象

所得区分 [市町村府民税所得割額]	国支援金 ①	府補助金 ②	合計 ①+②
0円 (年収めやす250万円未満)	237,600円	312,400円	550,000円
18,900円以下 (同 350万円未満)	178,200円	371,800円	
51,900円以下 (同 430万円未満)	118,800円	275,200円	394,000円
81,300円以下 (同 500万円未満)		175,200円	294,000円
81,400円以上 (同 500万円以上)		0円	118,800円

- 所得基準の税額は、父母、または学資負担者全員の合算となります。
- 4月～6月と7月～3月では、基準となる所得の年次(例:20年と21年)が異なります。該当する所得基準が変更になった場合、年度(4月～翌年3月)合計では、上記の表のとおりとならないことがあります。
- 府補助金は、10月1日を過ぎないと、補助金を受ける権利が発生しないため、無償化の対象となる場合でも、それまでに納期が到来する授業料については、学校に納付する必要があります。
- 育英会の奨学金貸付の上限は、この両方の制度の助成額を差引いた額を基準とします。
- 無償化対象(年収350万円未満)の世帯においては、本校の授業料相当部分67万円と支援金55万円との差額12万円は、本校で負担いたします。
- なお、既に納付済みの平成22年度(2010年度)学費に関しては、後日調整します。

該当者は4月1日(木)までに「所得割額」がわかる証明書を本校事務所に提出ください。